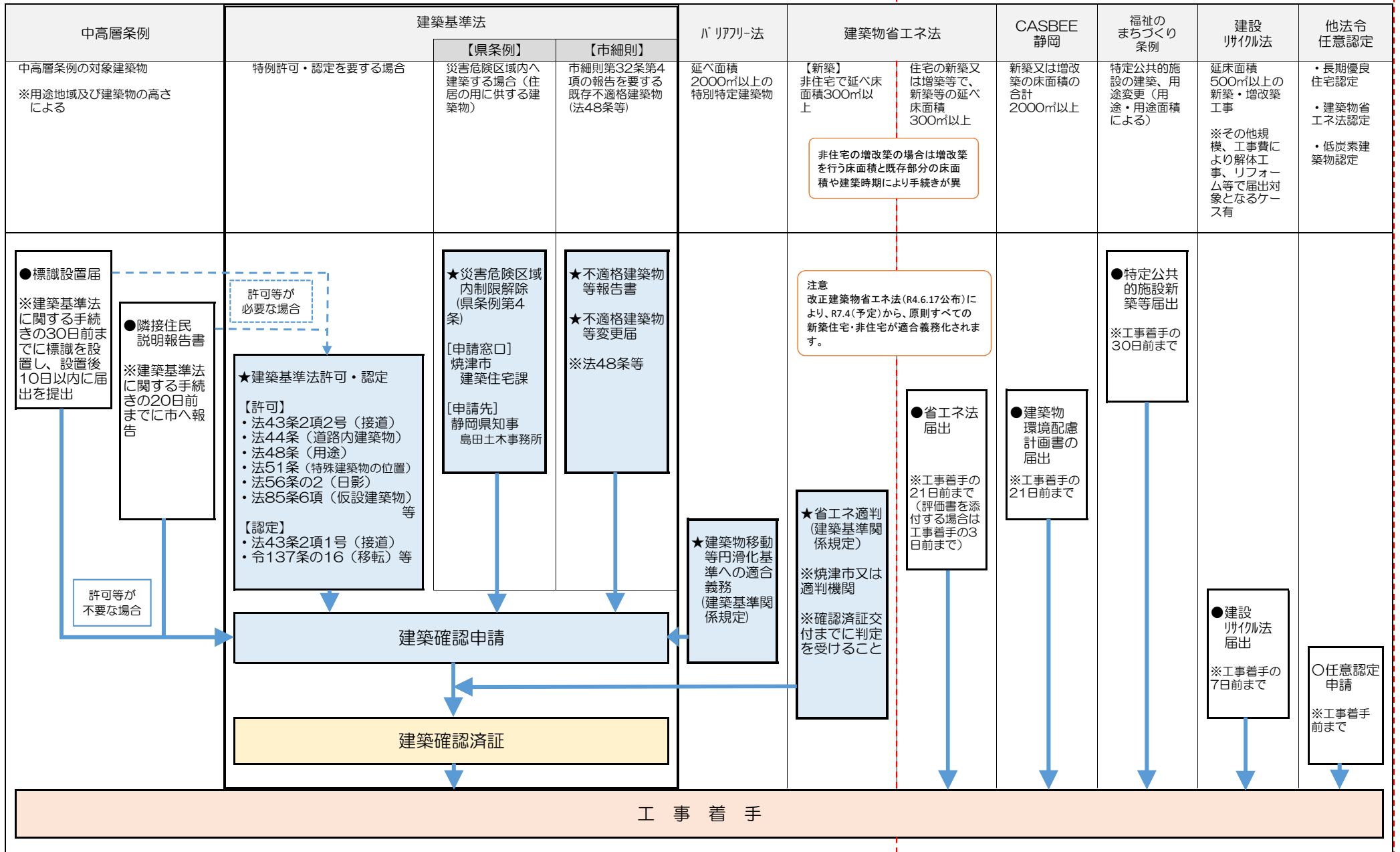


<建築計画から工事着手までに必要な手続きについて>

詳細：裏面参照



建築確認申請以外の各種手続きについて

項目	提出の要否	提出期限	部数	備考
福祉のまちづくり条例による届出 (福まち条例)	該当は必須	着手する日の30日前までに	2部	・不特定多数が利用する公共的施設が対象。 ・用途、面積等により届出義務有り。
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による届出 (省エネ法届出)	該当は必須	着手する日の21日前までに ※	2部	・住宅で延べ床面積300㎡以上が対象。 ・非住宅で延べ床面積300㎡以上は適合義務が生じる。
静岡県建築物環境配慮制度による届出 (CASBEE)	該当は必須	着手する日の21日前までに	2部	・延床2,000㎡以上が対象。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出 (建設リサイクル法)	該当は必須	着手する日の7日前までに	1部	・次のいずれかに該当する場合に届出(金額:税込) ① 建築物の解体 …延床80㎡以上 ② 建築物の新築又は増築 …延床500㎡以上 ③ 建築物の修繕、模様替 …請負代金(相当額)1億円以上 ④ 建築物以外の解体・新築等 …請負代金(相当額)500万円以上
長期優良住宅の普及の促進に関する法律による認定 (長期優良住宅)	任意	着手前までに	2部	・住宅、共同住宅等の新築、増改築、既存が対象。 ・店舗併用住宅は共同住宅等として扱う。
都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定 (低炭素建築物)	任意	着手前までに	2部	・市街化区域または区域区分が定められていない都市計画区域のうち、用途地域が定められている土地の計画が対象。 (焼津市の場合、市街化区域が対象)
建築物省エネ法による省エネ向上計画の認定 (省エネ向上計画)	任意	着手前までに	2部	・誘導基準に適合し、認定を受けると容積率について特例を受けることができる。

届出・申請から着手までの例

1	2	3	4	5	6	7
① 福まち条例	① 30日経過後着手					
8	9	10	11	12	13	14
① 30日経過後着手			② 省エネ法届出 CASBEE	② 21日経過後着手 ※		
15	16	17	18	19	20	21
① 30日経過後着手			② 21日経過後着手 ※			
22	23	24	25	26	27	28
① 30日経過後着手			② 21日経過後着手 ※			
		③ 建設リサイクル法	③ 7日経過後着手			
29	30	31				
① 30日経過後着手			② 21日経過後着手 ※			
③ 7日経過後着手			着手日			
各種認定		申請後着手				

※  省エネ法届出に評価書を添付する場合は工事着手の3日前